

令和３年１月

さつま町議会臨時会会議録

令和３年１月２７日 開会

令和３年１月２７日 閉会

さつま町議会

令和3年1月さつま町議会臨時会審議結果

令和3年1月27日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決 結果	委員会 付託
議案 1	専決処分の承認を求めることについて（専決第1号） （令和2年度さつま町一般会計補正予算（第12号））	R3. 1. 27	R3. 1. 27	承認	—
2	令和2年度さつま町一般会計補正予算（第13号）	〃	〃	原案可決	—
3	さつま町固定資産評価審査委員会の補欠委員の選任について	〃	〃	承認	—

令和3年1月さつま町議会臨時会会議録

目 次

○1月27日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出欠事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号） （令和2年度さつま町一般会計補正予算（第12号））	3
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第2号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第13号）	8
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第3号 さつま町固定資産評価審査委員会の補欠委員の選任について	1 1
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
閉 会	1 2

令和3年1月さつま町議会臨時会会議録

(第1日)

○開会期日 令和3年1月27日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(15名)

1番	上 圀 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
4番	柏 木 幸 平 議員	5番	米 丸 文 武 議員
6番	田 野 光 彦 議員	7番	舟 倉 武 則 議員
8番	岩 元 涼 一 議員	9番	朝 倉 満 男 議員
10番	岸 良 光 廣 議員	11番	新 改 幸 一 議員
12番	宮之脇 尚 美 議員	13番	川 口 憲 男 議員
14番	森 山 大 議員	15番	新 改 秀 作 議員
16番	平八重 光 輝 議員		

欠席議員(1名)

3番 三 浦 広 幸 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩木場 一 水 君	議事係 長	竹 下 和 男 君
議事係 主査	西 浩 司 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	教 育 長	原 園 修 二 君
総務課 長	崎 野 裕 二 君	財 政 課 長	原 田 剛 志 君
保健福祉課 長	佐 藤 秀 樹 君	子ども支援課 長	羽 有 郁 夫 君
農 政 課 長	四 位 良 和 君	教育総務課 長	中 間 博 巳 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 号）
（令和 2 年度さつま町一般会計補正予算（第 1 2 号））
- 第 4 議案第 2 号 令和 2 年度さつま町一般会計補正予算（第 1 3 号）
- 第 5 議案第 3 号 さつま町固定資産評価審査委員会の補欠委員の選任について

△開 会 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから、令和3年1月さつま町議会臨時会を開会します。
3番、三浦広幸議員から、本日の会議に欠席する旨の届出がありましたので、お知らせします。

△開 議

○議長（平八重光輝議員）

これから本日の会議を開きます。
本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番、朝倉満男議員及び10番、岸良光廣議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（平八重光輝議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日の1日間に決定しました。

△日程第3「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
（専決第1号）（令和2年度さつま町一般会計補正予算（第12号））」

○議長（平八重光輝議員）

日程第3「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」を議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。それでは、「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」であります。これは、令和2年度さつま町一般会計補正予算（第12号）について、緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたものであります。内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（原田 剛志君）

おはようございます。令和2年度さつま町一般会計補正予算（第12号）について、令和3年1月12日に町内で発生いたしました高病原性鳥インフルエンザの感染拡大防止対策に要する経費の補正に緊急を要したため、令和3年1月13日付けで専決処分させていただいたところであ

ります。それでは、内容について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○新改 幸一議員

今回の専決補正予算についての説明があったわけですが、今回の鳥インフルエンザは皆さん方の御協力によりまして、素早く対応が出来たと思っております。大変感謝を申し上げたいと思っております。その中で、1点だけお伺いしますが、農政課長、担当でございますから。この消耗品費の消石灰の41養鶏農場×25袋×900円の単価ですね。消石灰がこんなに高いのかなと私は感じる一人ですが、どこの見積りといいますか、こういう単価が出たのか。農業新聞等を見てもみると、消石灰の品薄云々というのは出ておりました。ある程度は高い単価になるのかなと思っておりますが、便乗値上げみたいなことを感じたものですから、この単価の900円の説明をいただければと思います。

○農政課長（四位 良和君）

消石灰、消耗品等に関する単価につきましては、一応定価で見積りさせていただきました。実際納入する際には、安価な形で納入できれば、もっとより多くのものができるかとは思いますが、申し訳ありませんが定価で見積ったところであります。

○新改 幸一議員

行政と農協とは、常に両輪のごとく、いろんな面で協力し合っていくわけですので、是非農協さんも相当鳥インフルエンザに対しては、神経を尖らせながら協力したいという気持ちは持っていらっしゃると思いますので、もし農協以外のところからの納入であれば、それなりの対応だと思いますが、こういう時代ですので行政の補正を組む予算もなんですが、今後将来に向けて、消石灰というのは鳥だけではなく、牛にしても豚にしても、そういう流れがあると思いますので、単価の決定は、行政の方も勉強しながら対応していただくように要請をしておきたいと思います。

○岸良 光廣議員

職員の人件費の方で時間外手当となっているのですが、これは夜の分の時間外手当ということですか。例えば昼間の朝8時から午後4時は一切なしで、夕方4時以降から翌朝8時までの深夜手当を含む時間外手当ということですか。

○総務課長（崎野 裕二君）

ただ今の御質問、御指摘のとおり、時間外に要する時間の配分につきましては、通常勤務しております午前8時から午後5時以外の時間帯、土日は全ての時間になりますけれども、24時間体制で行っておりますので、通常の昼時間を除いた時間は、全て時間外勤務手当ということで対応させていただいております。ただ、時間によっては、その率が違うということでございます。

○岸良 光廣議員

わかりました。もう一つ。今、新改議員が質問された中で、農政課長が定価でということを書われましたけど、実際の実勢価格というか、大体どのくらいで購入できるのか。例えば定価はこの金額でしょうけど、その中からどの程度で購入が出来ると考えておられるのか。もし分かっていたら教えてください。

○農政課長（四位 良和君）

消石灰の形といいますか、紙袋のもの、ナイロン袋のものによって若干価格帯も違うかもしれませんが、大体680円とか、そういった形で買えるのではないかと理解しているところであります。

ます。

○岸良 光廣議員

今680円と言われましたよね。ものすごい差額ですよ。確かに予算だから定価というのは分かります。大体680円くらいの見込みということで了承していいわけですね。

○農政課長（四位 良和君）

今ありましたように、これまでの購入実績等をみて、これまで買っていますので、紙媒体のちょっと硬くなる安いのであるとそういう形になるのかなと思いますが、実際農家の方にも聞いてナイロン袋の方が長く持つということであれば、その要望に合わせた形で保存の効くものと考えていますが、一番安いものであればそのくらいで買えるのではないかなと理解しているところでもあります。

○川口 憲男議員

防疫対策費の中で石灰等も出ていますけれども、ちなみに町長にお伺いしますが、このインフルエンザが出た農場、あるいは近隣の3km以内の農場は、そういうのがないということだったのですが、これからの防疫体制のところで、消石灰等を町の方で各農場に配布されていますが、農場への指導体制は町農政課が独自にするものなのか。廃棄処分については、県の方も対応しているのですが、それ以外のところで、今後の体制というのはどういう対策がとられていくのか、お示し願いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

こういった法定伝染病の関係につきましては、防疫の指針というのがございますので、基本的には発生した県が主体になってやっていくということになっております。それに対して、地元で発生した場合は、地元の行政としても支援をしていくということで、職員もそれぞれ配置をしているところでございます。周辺の農場につきましても、県あるいは農林水産省の皆さん方の防疫の関係の皆さん方が、それぞれ関係農家の養鶏の方も全部調べておりますので、その結果、今のところは何も異常はないということでございます。3km圏内あるいは10km圏内ということで、いろんな制約というのが移動制限なり、あるいは搬出制限というのがございますので、21日間全くないということになれば、今月の30日をもって、10km圏内が3kmの移動制限のところまで縮小されるということになるようでありますので、それまでは消毒はずっと続けると。2月の5日まで全くでないとなると、制限が撤廃されるというようなこととなりますが、それまではお互いに、養鶏農家はもちろんでありますが、それぞれ十分消毒等も行いながら、防疫体制にしっかりと取り組んでいくということが大事かと思っているところであります。養鶏農家、そして国・県、地元の町としては、一体となって取り組んでいく必要があるかと思っているところであります。

○川口 憲男議員

町長の説明どおりであると思いますが、こういう防疫対策事業等も町の負担がそれなりに発生しますが、今回の原因といいますか、こういうことが予想されると新聞にも出ていまして、つい最近の新聞では、3km圏内も陰性であったということが出ていますが、行政の立場として養鶏場の事業主あるいは経営を委託管理されている方等もあるように承知していますが、その人も非常に心に痛みを感じていらっしゃるということも聞いていますし、担当課あるいは町としても、そういう事業主に対しても、厳しい態度を発生させないような方向性を示すべきであると私は感じています。その辺は、農協あるいは養鶏連を通じてどのような対策がとられているのか、もう一度お伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

本町の場合もそれぞれ組合系統とか商事関係、大きな養鶏をされているところはそれぞれ系列がありますので、そういった系列を通じて、かねてから指導は十分されていると思っておりますし、また一方では、防疫の関係は非常に大事でありますから、毎年国・県、そして町も随時注意の喚起、養鶏場の農場内の有害鳥獣が侵入しないような対策をしっかりとやっていただきたいと。消石灰の進入路の道路の関係はもちろんでありますが、農場内に鳥獣が侵入しない防護柵、防護の網とか、そういったことも十分徹底をして、日頃から点検もやっていただきたいということは再三申し上げているところでありますが、結果的にこういうことになっている。今の時期は、特に渡り鳥がいろんな鳥が来るし、周辺にため池がある。農業地帯ですから、あちこちため池がある。また、川もありますので、そういったところから渡り鳥の休み処になっておりますので、そういうところからの侵入というのは想定をされるわけですので、十分警戒をしていただくようにというのは言っているわけであります。

今回の場合も、国の方も制限をした中で、今後基準を守らない養鶏農家については公表しますよと。そこまで厳しい方向が出てきておるようであります。やはり事後責任というか、そういうこともしっかり考えて、やるべきことはやっていかないといけないというようなことであります。防鳥ネットの設置とか、あるいは手指の消毒、専用の長靴、何人かいればそれぞれ人ごとに長靴もその場合は替えていくと、履き替えると、消毒もちゃんとやる、いろんな対策を守っていくということが基本的なことですので、そういったことはこれからも徹底をする必要があるわけでございます。今年は特に、全国的に15件、16件ですか、例年になく拡大をしてきております。菌を持った渡り鳥が多くなっているのかわかりませんが、非常にリスクが高くなっている状況がありますので、今以上の綿密な対策というのは、それぞれやっていく必要があるかと思っております。したがって、今後の対応については、厳しく対応がされると考えております。

○宮之脇尚美議員

この防疫体制の関係であります、防疫作業の事業主体はどこになるのか。県なのか市町村なのか、そこを明確にさせていただきたいと思えます。それと併せて、建設業協会の方がボランティアの名目で出られていると聞いていますが、これはボランティアなのか県の要請なのか。その辺をもう1点伺います。

併せて3点目ですが、職員の普段の家禽類とか家畜類に対するこういう緊急の場合のマニュアルというのは作っているのか。以前も口蹄疫とかいろいろ全国の市町村が非常に心配された経緯もあったのですが、通常の災害の場合は、災害対応マニュアルがあるのですが、こういう家畜類、家禽類等に対する防疫体制についての本町の組織系統といいますか、指令系統といいますか、そういうものを定めてあるのかどうか。その辺をお尋ねいたします。

○町長（日高 政勝君）

防疫の体制については、発生した都道府県が主体的にやっていくとなっております。埋設処分の段階から、一昼夜にして700人を超える県職員が大型バスで五、六台すぐ集結をして、鳥インフルエンザの疑似患畜ということが分かれば、その時点ですぐ殺処分をして埋設にかかると。そこに非常に迅速な対応を迫られているということになっているようであります。したがって、殺処分、埋設処分、後の処理、そして周辺地域の3km、10km圏内の保有、路上消毒についても基本的には県がしますが、やはり地元としても養鶏農家をしっかりと見守る、あるいは感染の拡大を防止するという意味では、町としても傍観ということにはまいりませんので、行政の立場から一体となってやっていくということは大事かと思っておりますので、職員もそれぞれ配置をしながらやっているところであります。建設業協会も宮之城支部が協力をしていただきまし

たけれども、ここは日頃から県と協定を結んでおります。そして、警備会社もそういう形でやっておりますので、そういう体制で今やっているところであります。

マニュアルも県のほうがしっかりと作って、こういう場合は誰が出ると、第一陣は誰が出るというところまで名簿が出来ているようでありますから、本町も年末年始の休暇中にもしものことがあったらいけないということで、過去の口蹄疫の関係、あるいは出水市で鳥インフルエンザが出たとき同じようなことをやった経験がございますので、そういった経験を踏まえて、本町においても誰が出るかということまで名簿を作成しまして、迅速な対応をすることに努めているところでございます。

○農政課長（四位 良和君）

議員お尋ねの建設業協会の取扱いはどうなるのかということですが、今町長がお答えになった関係で私どもが聞いているのは、県の方が対価費用を払ってお願いをしているという形で伺っております。

○宮之脇尚美議員

町長の方からありましたように、従来の豚コレラとか口蹄疫とか過去にはあったわけで、そういうものを参考に今回も行動したということですが、こういう鳥インフルエンザとか口蹄疫なんかは非常に伝染性が高いということで、県では行動マニュアルをしっかりと作って、今回埋設処分をした職員についてもあらかじめ講習を受けていたというようなことも聞いていますが、市町村も実際自分の地域内で発生すると同じように行動せざるを得なくなる。これは補助的な作業になるかと思いますが、一種の災害になるわけですが、通常の自然災害と似たような行動マニュアルをしっかりと作って、普段から職員も行動マニュアルを参考にしながら、それぞれの職員の行動というのを想定しておくべきではなかろうかと考えておりますので、そこについての検討は今後される予定なのかどうか、お伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

今回の鳥インフルエンザとか家畜等の伝染病というのはいくつかありまして、いつ起こるか分からない状況がございます。そして、新型のコロナウイルスにしろ、こういった予期しない事態が発生しますので、私は新型コロナウイルスについてもでしたが、職員には後世に歴史として残る出来事だから、しっかりとどんな取組をしたのか、各課がどんな対応をしたのか、あるいは県の動き、国の動き、そういうこともしっかりとまとめて、永久保存として残しておくべきだと、それを今取りまとめいたしております。したがって、今回の鳥インフルエンザについても、過去口蹄疫や鳥インフルエンザもありましたので、そういうことについてはいつ起こるか分からない状況がございますので、御指摘をいただきましたとおりしっかりとマニュアルをもって、いつでもどの職員でも対応ができる、そういう体制はとっておくべきだと思っておりますので、今後大事な案件として、しっかりとマニュアルを策定して、対応ができるようにしていきたいと思っております。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、議案第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」を採決します。
お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」は、承認されました。

△日程第4「議案第2号 令和2年度さつま町一般会計補正予算
（第13号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第4「議案第2号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第13号）」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第2号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第13号）」についてであります。これは、予防費に要する経費及びその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,021万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ175億4,582万2,000円とするものであります。内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（原田 剛志君）

「議案第2号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第13号）」について、御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○岸良 光廣議員

このワクチン接種事業と職員人件費が計上されていますが、この内容をもう少し詳しく教えてほしいというのがありますが。というのが、今国会でもやっていますが、ワクチンが最初は6月までに確保を目指したいということですが、今朝のいろんなテレビ等でも、欧州の方もアメリカからのワクチンが入ってこない。アメリカを優先すると。今そういう中で、今朝も見ていますと、日本にワクチンが十分入ってくるのはオリンピックが終わった後、10月以降であろうというような見通しもあるのですが、そういう中であって、例えば神奈川県でしたか、ワクチン接種が始まるのにラインを使って申込みを受け付けるというのが今朝もやっていましたが、国のいろんな対策も、マイナンバーを使うとかいろいろありますが、そういうのを含めた中で、この接種事業がどういう体制で、何人くらいでされていくのか。あるいは、個人個人の接種受付をするの

をどのように考えておられるのか。これは非常に難しいことだと思います、今の現状では。国自体もあまり決まっていませんので、そういう中で、さつま町としてどういう内容で対応していかれるのか、そこをもっと詳しく教えてください。

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

まず、人件費の関係でございますが、これにつきましては、正看護師1名と一般事務員を1名ということで、人件費の関係を計上したところでございます。これにつきましては、ワクチンの取扱いが必要になってくること等もございまして、正看護師を雇用したいということで考えているところでございます。あと、クーポン券の発送準備、接種後の健康管理システムの入力作業等を想定して一般職員を1名雇用したいということで考えているところでございます。ワクチン接種につきましては、庁内のプロジェクトチームを組織しまして、1月22日付けで立ち上げをしているところでございます。これにつきましては、民生三課で組織をしております13名体制で、いろいろなことについて対応をしていくということで考えているところでございます。クーポン券の発送等につきましては、全庁的な職員の動員をかけながら、特別定額給付金のときにも対応をしたような形で、状況によっては全課挙げての応援体制ということも考えていきたいということで進めていく予定にしております。

それから、今後の具体的な接種体制についてですが、スケジュールにつきましては議員が申されたこともございますが、まずファイザー製のワクチンが配分される予定になっておりまして、2月中旬に承認がされる予定になっているようでございます。承認をされますと、まずは医療従事者を鹿児島県が調整しながら、3月中旬からワクチン接種を実施していくということになります。その後、高齢者施設や障害者施設等の入所者も含む65歳以上の高齢者に対しまして、3月下旬くらいからワクチン接種を実施していくということになっております。4月以降、高齢者施設や障害者施設等で働く方、基礎疾患のある方を優先して実施していくということでございます。その後、5月くらいから16歳以上の一般の方に実施していくということになっております。まずは医療従事者の接種の後、町内医療機関で町民の個別の予防接種ができないか、薩摩郡医師会との協議も行っているところでございまして、65歳以上の高齢者から順次予防接種をしていきまして、個別接種の状況を見ながら、集団接種についても実施していきたいということで考えているところでございます。医療機関での予防接種につきましては、今後、町内医療機関での予防接種の対応ができるのか、また、集団接種に協力ができるのかということも含めまして、医療機関についても体制確保のために意向調査をしたいということで準備をしているところでございます。

○岸良 光廣議員

説明は良く分かりました。その中でもう1つ、これは2回接種ですよ。この2回接種の管理は、何かそういうシステムを考えておられるのか。というのは、今朝でしたが、ファイザー製は28日以内に2回目を打つとなっておりますが、実際はアメリカ国内でもワクチンがなくて45日まで延ばしても大丈夫だということで、2回目の接種の時間を延ばして1回目の接種の方を増やそうということらしいが、例えばそうなったときに、1回接種した方が今度はいつどういうふうに接種を受けてくださいというようなことまで組まないと大変だと思いますが、それについて、先ほど言いましたラインを使った神奈川県だと思いますが、申込みがスムーズにできる方法だとか、そういうのも考えなければならないと思いますが、そういうところをもうちょっと分かっていたら教えてください。

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

一応、接種を行う空き状況等の確認等につきましては、国が各医療機関のワクチン接種の空き

状況や医療機関以外での接種会場等の状況、各医療機関の空き状況など、住民の皆さんが接種を行う医療機関の情報をタイムリーに把握できるように、ワクチン接種の円滑化システムというものを構築することになっております。これにつきましては、コールセンターを町にも設置する予定ですので、いろんな町民の皆さんからの問合せについても、対応をしていくということで想定をしているところでございます。あと、ワクチンにつきましては、今のところ薩摩郡医師会病院の方で保管をしていただくということで、医師会病院とも現在調整をしております、保管につきましても、ディープフリーザーで保管する必要があるということで、取扱いが難しい面もございます、お願いをしているところでございます。これにつきましては、当然、停電が発生した場合でも対応ができる、もちろん鍵がかかる保管庫で保管をする必要があるということで、そこにつきましても、医師会病院の方と今後協議を進めながら対応をしていきたいということで考えているところでございます。

○岩元 涼一議員

このワクチン接種についての体制作りをいろいろされているわけですが、このワクチンに関する副反応については、製薬会社は当然そんなに言わないのかもしれませんが、リスクがないわけではないと。その見極めと言うか、体調が悪いとかそういう方が発生した場合の救済措置というか、そういうのも同時に考えていかないといけないと思いますが、医療関係はそういうところの体制までできるのかどうか。いろんな症状が発生すると思いますが、これは決してリスクがないわけではないと。極端な言い方をするとそれ以上に助かる人がいるから、それくらいのリスクは受け入れなければならないというような考え方で、ワクチン接種を勧めていくような点がありますが、それについて、町としては救済できる措置というのを同時に考えておられるか確認します。

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

副反応が発生した場合の対応についてですが、医療機関で接種をした後に発生した場合は、医師が当然対応することになるかと思いますが、接種後30分程度は経過観察をする必要があるということで、その時に発生した場合は、医療機関の場合は医療機関の方で対応をしていただくことになるかと思いますが。集団接種の会場でもしそのような事案が発生した場合は、接種を担当する医師や看護師とは別に、問診を実施していただく医師も配置する予定にしておりますが、別途、副反応に対応する医療関係者を配置するというので、対応を考えているところでございます。具体的には、消防本部等とも連携しながら対応をしていくということで予定しているところでございます。

○田野 光彦議員

今の岩元議員とも関連しますが、例えば当日体調が悪いとか、あるいは前から体調が悪くて、あるいはアレルギーの症状をもっていると、そういった人はクーポン券が届いて当日受けないといけないといった場合は、拒否というか勘弁してくれといった場合は、対応はどのようにされるのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

当日の体調管理につきましても、接種の前に医師が問診を行いますので、その時点で体調が悪いとか、基礎疾患をお持ちの方もいらっしゃいますので、そういったものを考慮しながら、担当していただく医師が、当日の状況についても判断をしていただくということになるかと思いますが。

○田野 光彦議員

その場合に、当日は駄目だったけれども、例えば何日後にもう1回受けたいということは可能になるのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

この接種につきましては、事前の予約が必要になりますので、再度また予約をしていただいて接種を受けていただくということになるかと思います。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、議案第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第2号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第13号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第2号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第13号）」は、原案のとおり可決されました。

△日程第5「議案第3号 さつま町固定資産評価審査委員会の補欠委員の選任について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第5「議案第3号 さつま町固定資産評価審査委員会の補欠委員の選任について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第3号 さつま町固定資産評価審査委員会の補欠委員の選任について」であります。これは、さつま町固定資産評価審査委員会委員のうち、北原美義氏の辞任の申出に伴いまして、委員に欠員が生じたことから、地方税法第423条第4項の規定に基づき、令和3年1月6日付けで松尾英行氏を補欠委員として選任をいたしましたので、同条第5項の規定により議会の承認を求めるものであります。内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、「議案第3号 さつま町固定資産評価審査委員会の補欠委員の選任について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第３号は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、議案第３号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第３号 さつま町固定資産評価審査委員会の補欠委員の選任について」を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって「議案第３号 さつま町固定資産評価審査委員会の補欠委員の選任について」は、承認されました。

△閉 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は、全部終了しました。これをもって会議を閉じ、令和３年１月さつま町議会臨時会を閉会します。

閉会時刻 午前１０時２１分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長 平八重 光 輝

さつま町議会議員 朝 倉 満 男

さつま町議会議員 岸 良 光 廣

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長

さつま町議会議員

さつま町議会議員